

公示番号：160700

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(営農計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：営農計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月上旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 1.33M/M、合計 1.73M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日 現地業務 40日 国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月18日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	栽培、営農、普及に関する各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産 (GDP) の約 39%、外貨収入の 80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約 80%は農業セクターに従事している。他方、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産量の安定と生産性向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II (The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と中小規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICA は、同政府の要請の下、2015 年 3 月～2020 年 3 月までの予定で中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト (以下「MIDP2」) の支援を開始した。マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト (MIDP)」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点にある。これにより、受益者 (政府職員と農家) の主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待されている。

MIDP2 プロジェクト対象地域のマラウイ中北部においては、大規模な河川が存在せず、中小規模の灌漑施設の整備に基づく、営農、流通等の改善に関する技術、普及体制が不十分であるという問題を抱えている。本業務では、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」のコンセプトの下、短期専門家を派遣し、灌漑及び普及に係る政府職員が一体的となった灌漑施設の導入を契機とする営農計画の改善手法の確立を推進する。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間： 2015 年 3 月～2020 年 3 月
- カウンターパート (C/P) 機関：
農業灌漑水開発省 (MoAIWD) 灌漑局 (DoI)、カスング灌漑サービス区事務所 (ISD)、ムズズ灌漑サービス区事務所 (ISD)、ドーワ県灌漑事務所 (DIO)、南ムジンバ県灌漑事務所 (DIO)、同省農業普及局 (DAES)、カスング地方農政局 (ADD)、ムズズ地方農政局 (ADD)、ドーワ県農業開発事務所 (DAO)、南ムジンバ県農業開発事務所 (DAO)、ナチサカ農業普及所 (EPA) 等
- 対象地域 (モデル地区)：
マラウイ中部：カスング ISD 内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区、マラウイ北部：ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区。
- モデル地区は、メイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作中心地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する等高線沿いの灌漑施設 (土水路) は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、参考資料を参照すること。
- プロジェクトオフィス：
カスング地方農政局 (ADD) 上記ドーワ県、ムジンバ県、カスング ADD 等の地理関係については、10. (2) . ③ 参考資料の MIDP2 パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記 6. (2) プロジェクトの概要に記載するモデル地区 (4 地区) において、作付、営農、組織等の現状を調査し、プロジェクトが灌漑施設の整備、改修を行うにあたり

り、所得向上のための新たな営農計画を作成する。また、同計画の立案における農家、営農組織に対する実地指導を通じて、作物の選定及び栽培方法、作付計画の立案等についての理解促進と普及員の能力強化を図る。作物の選定においては、市場ニーズを考慮した選定をすることに留意する。具体的な業務内容は以下の通り。

なお、本案件は、モデル地区で実施される営農計画の継続性、定着性の確保及びその検証、普及を目的として、3カ年の継続実施(単年度毎)を予定している。

後年度においては、継続的なモニタリング、フォローアップを実施する。最終年度に、灌漑施設の導入を契機とする営農改善手法に関するマニュアルを策定する予定であり、これら後年度業務への継続性を念頭に、今年度(初年度)の本案件を計画、実施すること。

(1) 国内準備期間(2017年1月上旬)

- ① MIDP2 及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② 本プロジェクトの業務計画に即したワークプラン(案)を作成する。

(2) 現地業務期間(2017年1月上旬～2017年2月中旬)

- ① MIDP2 長期専門家とワークプラン(案)に関して打合せを行い、現地調査、ワークショップ等の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② モデル地区において、農家、営農組織からの聞き取り、協議等に基づき、現地の実態調査を行う。各地区の作付、営農、流通等に関する現状、組織体制等の課題を特定し、それぞれ取りまとめを行う。
- ③ 2016年度において、灌漑施設の整備、改修工事を予定しているドーワ県チャンポレ地区において、灌漑施設の導入を踏まえた新たな営農計画(英文)を作成する。
- ④ C/Pとともにチャンポレ地区約100戸の農家及び営農組織に対するワークショップ(1回)を開催し、作成した営農計画を周知するとともに、必要に応じて修正を加える。
- ⑤ 営農計画の着実な実行のため、現場での実地指導を行う。水路毎やエリア毎に農家グループ(3～4つ)を形成し、同計画の内容の確認、必要とされる共同作業に関する認識を醸成する。
- ⑥ 現地業務終了時に、JICA マラウイ事務所に対し①～⑤に関する概要の報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2017年2月下旬)

- ① 業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は、以下の通り。

- ・ 専門家業務完了報告書(和文・3部)
- ・ ワークプラン(英文)
- ・ 営農計画(英文)

本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。作成した営農計画(英文)は参考資料として添付し提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグ⇄リロンゲを標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地作業期間は1月7日(土)～2月15日(水)を想定している。2、3日の後ろ倒しは可。但し、国内M/M、現地M/M、は、2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とする。マラウイ入国には査証が必要なため、在京大使館にて取得すること。効率的な業務実施を図るため、現地業務開始は月曜日が望ましい。

② 業務実施体制

長期専門家3名(チーフアドバイザー、灌漑施設／水管理、業務調整／研修管理)。本業務は長期専門家(灌漑施設／水管理)と調整の下、業務遂行に当る。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり。

イ) 宿舎手配

便宜供与あり。

ウ) 移動車両

MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

着任後、長期専門家(灌漑施設／水管理)との調整により実施する。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス(カスングADD)内に執務スペース(机、印刷可)を提供する。
(インターネット環境はMIDP2で整備する。)

キ) 本業務の実施に必要な消耗品はプロジェクトにおいて提供可能。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム(TEL:03-5226-3161)にて配布します。

- ① 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(MIDP2)詳細計画調査報告書(2014年12月)
- ② MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance(2015年1月12日)
- ③ MIDP2パンフレット(2016年3月、英文)
- ④ 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト(MA-SHEP)詳細計画策定調査報告書(2016年8月)

(3) その他

- ① 灌漑畑作の経験を有することが望ましい。
- ② 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にフィールドにて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録して下さい。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行な
うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担
当者に速やかに相談してください。